

高浜市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項を定めることにより、性的少数者の自由な意思を尊重するとともに、多様な性的指向及び性自認に関する市民の理解を促進し、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性とは異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である二人の、互いを人生のパートナーとして生活を共にすることを約束した関係をいう。

(宣誓者の要件)

第3条 パートナーシップの関係にある二人は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長に対し、パートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）をすることができる。

- (1) 双方が民法（明治29年4月27日法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること。ただし、宣誓日後3か月以内に市内に転入する予定のある者は、宣誓をすることができる。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が他の一方以外の者と宣誓又はそれに類するものをしていないこと。
- (5) 直系血族又は三親等内の傍系血族（養子と養方の傍系血族を除く。）でないこと。民法第817条の9の規定により親族関係が終了した後も、同様とする。
- (6) 直系姻族でないこと。民法第728条又は第817条の9の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者が、市の職員の面前において自ら記入したパートナーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）を市長に提出する方法による。ただし、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該者の立会いの下で、他の者に代筆させることができる。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。

(2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

4 宣誓の日時及び場所は、宣誓をしようとする者と調整した上で、市長が事前に指定するものとする。

（本人確認等）

第5条 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード

(2) パスポート

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

（証明書の交付）

第6条 市長は、受領した宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認める場合は、宣誓書を提出した者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第2。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第3。以下「証明カード」とい

う。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(証明書及び証明カードの再交付)

第7条 証明書及び証明カード(以下「証明書等」という。)の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該証明書等の紛失、破損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第4)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする。

(宣誓書記載事項変更の申出)

第8条 宣誓者は、住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合は、パートナーシップ届出事項変更届(様式第5)を市長に提出するものとする。

(証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第6)に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓日において、第3条各号に規定する要件を満たしていなかったことが判明したとき。

(4) 宣誓日後において、第3条第2号から第4号までに規定する要件を満たさなくなったとき(同条第2号ただし書の規定により宣誓をした者が、市内に転入しない場合を含む。)

(庶務)

第10条 宣誓に関する庶務は、企画部総合政策グループにおいて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。